

平成30年第7回玉名市農業委員会総会議事録

平成30年7月5日（木）午後2時 玉名市役所 会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	4番	西畠めぐみ
5番	赤松 繁之	6番	横手 良弘	7番	井上 清晴	8番	松本 恒幸
9番	荒木 享二	10番	竹下 宏介	11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保
13番	森川 正志	14番	下川 安	15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸
17番	高根 政明	18番	取本 一則	20番	斎藤 潔公	21番	田上 一
22番	小山久仁江	23番	中島 浩輔	24番	徳井 勝美	25番	田上 敏正
26番	高田 優子	27番	寺井 廣喜	28番	宇佐 勝則	29番	今上 公男
30番	平本 博	31番	永田 眞一	32番	出口 京子	33番	井本 義和
34番	尾池 秀實	35番	中村 亘	36番	丸山 陽治	37番	堀田 昌子
38番	村端 一弘						

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

19番 中嶋 昭二

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 二階堂正一郎 次長 小山 博 係長 竹森 明德 参事 松倉 司
主査 渡邊布由紀 主任 大原 三和

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
第36号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
第37号 農地法第4条の規定による許可申請について
第38号 農地法第5条の規定による許可申請について
第39号 農用地利用集積計画の決定について
第40号 農地の買入協議について
第41号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

報 告

第19号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第20号 農地の形状変更届について

1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） 皆様こんにちは。定刻となりましたので始めます。本日は委員総数38名のうち、19番の中嶋委員から欠席の届けがあっており、37名の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから平成30年第7回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） まず、永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 改めましてこんにちは。台風の影響もそんなにありませんので、非常にほっと安堵しとるところでございますけれども、皆さんのお宅のほうどうでしたでしょうか。雨が大雨だったり台風だったり非常に不安定な天気が続いております。今後もまだまだ油断も許さないような情報もきておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

また、このメンバーでの農業委員総会というのも本日が最終回になりました。この3年間、非常に皆さんと一生懸命勉強しながら進めてまいりましたけれども、きょうが本当に最終回ということで、残念ではありますけれども、これからまた前を向いて進んでいかなければいけないと思っております。議案の審議前でございますので、いろいろ長々思いでは尽きませんが、3年間のお礼を込めてきょうはありがとうございました。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは、審議に入りたいと思います。

本日の議案は、議第35号より議第41号までの71件と、報告第19号より20号までの12件が提案されております。慎重なる審議よろしくお願ひいたします。

また、本日の議事録の署名委員は、38番、村端委員と2番の鶴田委員にお願ひをいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議事に入ります。

議第35号、農地法第3条、農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 議案の1ページをお願いいたします。

議第35号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。平成30年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、大浜町の申請人で、大浜町の田2,434㎡を相手方の要望と経営拡張により賃貸借権を結ぶものです。

2番、大浜町の申請人で、大浜町の田271㎡外1筆、計1,385㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

3番、岱明町と小島の申請人で、小島の田617㎡を農業廃止と経営拡張により売買するものです。

4番、中坂門田の申請人で、中坂門田の田652㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

5番、岱明町と長洲町の申請人で、岱明町西照寺の田1,710㎡を相手方の要望と経営拡張により売買するもので、報告第19号10番と関連しております。

6番、岱明町と長洲町の申請人で、岱明町西照寺の田933㎡外1筆、計2,201㎡を相手方の要望と経営拡張により売買するもので、報告第19号9番と関連しております。

7番、岱明町と長洲町の申請人で、岱明町西照寺の田1,305㎡外2筆、計2,920㎡を相手方の要望と経営拡張により売買するものです。

8番、岱明町と長洲町の申請人で、岱明町西照寺の田1,341㎡外4筆、計4,249㎡を相手方の要望と経営拡張により売買するものです。

9番、岱明町と長洲町の申請人で、岱明町西照寺の田574㎡外4筆、計4,125㎡を相手方の要望と経営拡張により売買するものです。

10番、岱明町と長洲町の申請人で、岱明町西照寺の田1,057㎡を相手方の要望と経営拡張により売買するものです。

11番、岱明町と長洲町の申請人で、岱明町西照寺の田1,252㎡を相手方の要望と経営拡張により売買するものです。

12番、岱明町と長洲町の申請人で、岱明町西照寺の田452㎡外1筆、計644㎡を相手方の要望と経営拡張により売買するものです。

5番から12番までは同一の譲受人で、対象農地は18,158㎡、これは一団の農地となっております。作付けとしては、大豆と麦を作付けをするということでした。

13番、北九州市と岱明町の申請人で、岱明町西照寺の田764㎡外3筆、計4,

734㎡を従兄弟へ贈与するものです。

4ページをお願いします。

14番、岱明町の申請人で、岱明町高道の畑1,156㎡外3筆、計6,107㎡を農業者年金受給のため使用貸借権を結ぶものです。

15番、天水町の申請人で、天水町部田見の畑2,060㎡外12筆、計13,102㎡を子へ贈与するものです。

16番、天水町の申請人で、天水町小天の畑1,041㎡外4筆、計5,117㎡を子へ贈与するものです。

以上16件、合計52,306㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、事務局の説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

まず、1番どうぞ。

○8番（松本恒幸君） 8番、松本です。1番の案件について説明いたします。

貸人は相手方の要望ということで、また借人は経営拡張ということで、下限面積もクリアしておりますし、何ら問題ないと思いますので、どうか審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、お願いします。

○9番（荒木享二君） 9番、荒木です。2番について説明します。

譲渡人は労力不足ということと、譲受人は経営拡張ということで、何ら問題なく許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、お願いします。

○10番（竹下宏介君） 10番、竹下です。3番の案件について御説明します。

譲渡人は農業廃止、譲受人は経営拡張で、下限面積もクリアされており、許可相当と判断いたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、4番、お願いします。

○13番（森川正志君） 13番、森川です。4番の案件について説明いたします。

ここに示してありますように、労力不足、ここはですね、高齢化のためにできないということで、それから、譲受人は経営拡張ということであります。何ら問題ないと思います。許可相当と思います。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番から12番まで同一委員さんでございますので、続けてお願いいたします。

○20番（斎藤潔公君） 20番の斎藤です。まず、5番の案件について説明します。

譲渡人は、さっき説明にありましたように、人に貸しておられましたけれども、譲受人の強い要望により解約をいたしまして、賃貸の解約をいたしまして、ここに売買ということになっております。

譲受人は長洲町のほうに居住しておられまして、さっき説明がありましたように、大豆と麦を作るといことですが、現在はこの田ん中は米を作っているわけですね。ところが、西照寺の川から水を引いて溝を区役で畝上げをしながら引いてくるわけですが、だんだんとその溝の改修が困難になってきつつあると。だから、非常に困難を感じていると。だから、米はなかなか作れないだろうということで、大豆と麦ということになっております。

譲渡人、相手方の要望、それから譲受人は経営拡張ということで、何ら問題はないと思われま。

6番、もう6番の譲渡人は高齢で、なかなか耕作ができないということで人に貸しておられましたけれども、これも解約をいたしまして、今回譲受人のほうに売買ということになっております。これもすぐ近くの田んぼです。場所は、208号線の産交の営業所があるところのちょっと玉名市寄り、スズキ自動車があるところに南側になります。前はホテルクラウンというのがありましたけれども、迎田というところですね。そこの場所の208号線よりも5、6mちょっと低くなっております。すぐ近くに西照寺川が流れております。

6番も何ら問題はないと思われま。

7番につきまして、これもすぐ近くの田んぼです。この方は現在耕作しておられますが、譲受人の強い要望により、そんなら私も売ろうかということで、今回この売買にいたっております。これも何ら問題はないと思われま。

8番につきまして、8番、これも耕作はされておりましたけれども、譲受人の強い要望で今回売買ということになっております。これも何ら問題はないと思われま。

9番につきまして、9番の方も実際高齢で、後継者がおりませんので耕作されておりませんでした。そこで譲受人の強い要望により売買ということになっております。これも何ら問題はないと思われまます。

10番につきまして、10番は、以前、事務局のほうに自分の家の田んぼを紹介して売りたいということで、農業委員会の事務局のほうに以前おいでになっておりました。御主人が亡くなって誰も作り手がいなかったため、譲受人の強い要望で、渡りに舟と今回売買になっております。これも何ら問題点はないと思われまます。

11番につきまして、11番の譲渡人は、現在耕作をしておりましたが、譲受人の強い要望で今回売買の段取りになっております。これも何ら問題はないと思われまます。

12番につきまして、12番、これは譲渡人は、耕作がなされておりませんでした。それで譲受人の強い要望で今回売買ということにいたっております。それで何ら問題点はないと思われまます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、5番から12番までの説明が終わりました。

それでは、13番、お願いします。

○20番（斎藤潔公君） はい、20番の斎藤です。13番の案件について説明します。

これも上の12番までのところとほとんど離れておりませんので、これも一連のところだと思われまます。譲渡人のほうが譲受人のほうに、これは弟から兄へというんでしょうかね、贈与という形になっております。今までは、この譲受人のほうはずっと代わりに耕作をしておりましたので、それを本来の耕作してる人に譲ったという形で、何ら問題点はないと思われまます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、14番、お願いします。

○23番（中島浩輔君） 23番、中島です。14番の案件について説明いたします。

使用貸人と借人は親子関係で、目的は農業者年金の受給のため10年間の契約を申請されております。何ら問題ないものと思われまます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、15番、お願いします。

○31番（永田眞一君） 31番、永田です。15番の案件について説明いたします。

譲渡人と譲受人は親子関係です。親から子への贈与です。何ら問題なく許可相当

と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、16番、お願いします。

○37番（堀田昌子君） 37番、堀田です。16番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人は親子関係です。高齢で今まで頑張ってきたのですが、この子の退職を機に贈与されるものです。下限面積も満たしており、問題はなく許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

1番から16番まで、ただいま説明が終わりました。皆さんより何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に入ります。

議第35号、農地法第3条、農地の所有権移転許可及び使用収益権設定許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第35号については許可することに決定しました。

次に、議第36号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 5ページをお願いいたします。

議第36号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成30年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が六田の田274㎡で、貸住宅の転用目的であったところを、諸事情により、今回承継者の個人住宅建設に計画変更することと、次の議第38号の3番と関連がございます。

2番、申請物件が伊倉北方の畑340㎡で、当初個人住宅としての転用目的だったところ、資金面の理由で建設が困難になり、今回承継者が作業小屋及び駐車場に変更するというので、次の議第38号9番と関連がございます。

3番、申請物件が岱明町山下の田596㎡で、個人住宅の転用目的であったとこ

ろ、諸事情により今回承継者の個人住宅及び倉庫の建設に計画変更するとのことで、次の議第38号16番と関連がございます。

以上3件、合計1,210㎡を御提案しております。

7月4日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。2番の案件について御説明を申し上げます。

先ほど、事務局の御説明のとおりというふうなことで、事業の継承者が個人住宅を建築するというふうなことでございますので、何ら問題なく許可相当でございます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、お願いします。

○11番（浦谷幸司君） 11番、浦谷です。2番の案件について御説明いたします。

申請人が昭和63年に宅地としての申請をなされておりましたが、亡くなられて、そのあと相続人に渡ったわけですけれども、個人住宅を建てるということでございましたけれども、資金難ということで、すぐ隣の方に要望がございまして、その方に譲るということでございました。これは次の38号との関連でございますので、一応そういうことで申請が出されております。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、お願いします。

○23番（中島浩輔君） はい、23番、中島です。3番の案件について説明いたします。

備考にありますように、以前、平成10年の5月に申請をなされておりましたけど、その後、急遽、実家に親と同居する事態になられたということで、計画が当初の計画が延びておられました。そのときは個人住宅ということだったんですけど、今回は倉庫をそれに一つ付けて申請という形です。次の第38号の16番と関連があります。何ら問題ないものと思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、担当委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第36号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第36号は承認することに決定しました。

次に、議第37号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 6ページをお願いいたします。

議第37号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成30年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が築地の畑546㎡外2筆、851㎡で、転用目的が共同住宅1棟の申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上1件、合計851㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。7月4日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

担当委員の説明をお願いいたします。

1番どうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。1番の案件について説明いたします。

申請人は農業経営をしていましたが、高齢により将来的にできなくなることを考えて、共同住宅の経営をして生活の安定を考えての申請です。場所はですね、ナフコの玉名店北側で、玉名バイパスの北200mぐらいのところ。建物というか、土地は境界をブロックで囲み、土砂の流出を防ぎ、建物は軽量鉄骨3階建てです。

2LDKを9世帯分1棟建設するもので、それに駐車場19台分です。

給排水は東側の市道の公共上下水道を利用し、雨水は市道の側溝に接続して放流

するとのことで、周りの農地は申請人の土地で、現地調査の結果許可相当と見ます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第37号、農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第37号は承認することに決定しました。

次に、議第38号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 7ページをお願いいたします。

議第38号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成30年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が中の畑161㎡外1筆、計494㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が松木の田1,025㎡で、転用目的は共同住宅2棟です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が六田の田274㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。先ほどの議第36号の1番と関連しております。

8ページをお願いいたします。

4番、申請物件が山田の田1,522㎡で、転用目的は共同住宅2棟です。農地区分は、上下水管が埋設され、教育・医療機関がおおむね500m以内に2つ以上のある農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が山田の畑3.46㎡で、転用目的は申請者の宅地への進入口の拡張となっております。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の

低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が大浜町の田479㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が小野尻の田1,618㎡外4筆、計の2,318㎡で、転用目的は販売用の農機具の置場としてのとなっております。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9ページをお願いします。

8番、申請物件が伊倉北方の畑1,276㎡で、転用目的は49.5kwの太陽光発電の建設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9番、申請物件が伊倉北方の畑340㎡で、転用目的は作業小屋及び駐車場です。議第36号2番と関連しております。農地区分は、JR肥後伊倉駅よりおおむね300m以内に所在する農地で、第3種農地と判断しております。

10番、申請物件が下の田486㎡外1筆、計の713㎡で、転用目的は個人住宅及び通路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

11番、申請物件が両迫間の畑297㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可可能とするものです。

10ページをお願いします。

12番、申請物件が両迫間の畑440㎡で、転用目的は共同住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可可能とするものです。

13番、申請物件が岱明町庄山の畑333㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水管が埋設され、教育・医療機関がおおむね500m以内に2つ以上ある農地で、第3種農地と判断しております。

14番、申請物件が岱明町庄山の畑463㎡で、転用目的は個人住宅です。農

地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

15番、申請物件が岱明町中土の畑597㎡で、転用目的は職員20台分の駐車場です。農地区部は、上下水管等が2つ以上埋設され、教育・医療機関がおおむね500m以内に2つ以上ある農地で、第3種農地と判断しております。

11ページをお願いいたします。

16番、申請物件が岱明町山下の田596㎡で、転用目的は個人住宅及び倉庫です。議第36号の3番と関連しております。農地区分は、玉名市役所岱明支所からおおむね300m内にある農地で、第3種農地と判断しております。

17番、申請物件が岱明町扇崎の田1,065㎡で、転用目的は譲受人の事業用大型トラック14台分の駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

18番、申請物件が天水町小天の畑303㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上18件、合計12,538.46㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る7月4日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、1番から18番まで事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

なお、受付番号2番につきましては、始末書が提出されておりますので、担当委員の説明の前に事務局より担当者が読み上げますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

○3番（清田順次君） はい、1番の案件について御説明を申し上げます。3番、清田です。

これは譲受人が個人住宅に伴うというふうなことで申請でございますが、場所は国道の208号線、ヤマダ電機よりちょっと先、こっちから行けば先ですね、春出のほうに北側に行った先にあるというふうなことでございます。

現地の東側に市道というふうなことで、北側は住宅地、西側は譲渡人の畑地というふうなことでございます。また、南側はその畑に行く進入路というふうなことで

ございますが、給排水等々、周辺に転用によって問題はないと判断をいたしております。許可相当でございます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、始末書を読み上げてください。

○参事（松倉 司君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、説明をお願いします。

○3番（清田順次君） 2番について御説明を申し上げます。

場所はですね、松木でございますが、ブリヂストンの西社宅というふうなことが付近にあるというふうなことでございます。共同住宅2棟というふうなことで、鉄骨造りで2階建てというふうなことで、建築面積が274.12㎡ということですので、譲受人が共同住宅の建築に伴う申請というふうなことでございます。北側は市道と東側は建築関係者の資材置場と、南側は用水路となっております。西側が水田というふうなことで、西側の水田には土砂流出等がないように擁壁工事をするというふうなことで、また、給排水等問題はなく許可相当でございます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、3番も続けてお願いします。

○3番（清田順次君） 3番ですが、先ほどの議第36号1番との関連というふうなことでございますが、場所は六田の鮮ど市場の北側というふうなことで、現在、南側に市道があると。北と東、西側は既に住宅地というふうなことでございますので、何ら問題なく許可相当でございます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、4番、5番、同一委員さんでございますので、続けてお願いいたします。

○5番（赤松繁之君） はい、5番、赤松です。4番の案件について説明します。

申請人は農業経営をしていますが、将来の所得の安定を図るために、親の土地を借りて共同住宅を2棟建てるための申請です。場所は、築山小学校の北東400mぐらいのところで、西側を市道が通り、北側は水田、東側は竹林で南側は宅地です。造成はL型擁壁で囲み、盛土をして土砂の流出を防ぐそうで、建物は木造2階建て2棟で、1LDKを2戸と2LDKを10戸分と、駐車場は23台分だそうです。給排水は公共の上下水道を利用し、接続利用で、雨水は市道の側溝へ接続放流で、

北側農地の地主には説明して承諾を得てるということで、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして5番の案件です。

5番の案件はですね、申請人は、今年の4月の総会で5条許可を得たものの、車出し入れにちょっと不便なために進入路拡張のための申請で、場所は築山小学校の北側で、玉名バイパス山田入口から400mぐらいのところ。隣接地との境にコンクリートブロックを設置し、砂利を敷いて進入路を造るということです。進入路のために給排水は関係なく、雨水は自然浸透を図るそうで、農地にも影響なく、現地調査の結果、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番、お願いします。

○9番（荒木享二君） 9番、荒木です。6番について説明します。

6番は個人住宅の申請です。場所は大浜町の有明中学校の西300mぐらいのところ。申請地の周りほとんど住宅で、ここ数年申請地には何も作付けはされてないということです。申請地の北側は民家で、西のほうは建設予定地の空き地となっています。東と南は市道となっております。生活排水・用水は浄化槽を設置して、東側の側溝に流すということです。周囲には農地もなく、何も影響はないので、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番お願いします。

○10番（竹下宏介君） 10番、竹下です。7番の案件について御説明します。

土地の選定理由は、事務所、工場に隣接し、利便性がすぐれているためです。事業の目的及び必要性については、農機具全般の販売、修理を受注していますが、農機具販売のための展示場をはじめ修理で、お預かりした農機具などの置場が少なく、修理後の農機具置場が不足しているためです。転用面積は2,318㎡です。建物は建築しません。

周辺の状況については、東側は排水路、西側は道路、南側は市道です。北側は水田となっていますが、境から1m以上引いて盛土をするというようなことでございます。雨水については自然浸透となっています。工事についての周辺の農地に被害が及ぼさないような事業計画となっています。現地調査の結果、許可相当と判断いたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、8番、9番、同一委員さんですので、続けてお願いいたします。

○11番（浦谷幸司君） はい、11番、浦谷です。8番の案件について御説明いたします。

譲受人が一応太陽光の設置ということで申請を出されております。場所は伊倉田崎間の県道から北側になりますけれども、その県道からすぐ住宅地でありまして、その住宅のまた裏側、北側になります。住宅地と道路を挟んだ前は果樹園でございましたけれども、最近休遊地となっております。その部分を1,276㎡ですけれども、ここに太陽光を設置するというので、パネルが360枚、面積としましては586㎡ということでございます。

周囲は少し高台でございしますが、今、雨水は自然浸透ということでございます。周りに迷惑をかけるというような状況ではございませんので、許可相当と思います。

9番の案件について御説明いたします。

9番の案件は、先ほど36号の2番ということで一応出ておりましたが、その用地は、現場は肥後伊倉駅の北側になりますけれども、この周辺はほとんど住宅地になっておりまして、その一部に畑として残っております。それは先ほど住宅を建てるということで申請をされておりましたが、それがかなわないということで、隣の方が、譲受人の方がですね、すぐ隣でこの方が自動車の整備工をされておまして、自分でも会社の車等を整備をすぐ隣でやりたいということで、その用地を私が譲り受けますということで申請が出ております。

その用地については、駐車場と作業の小屋ということでございますので、生活排水等は発生しませんので、また、周辺の農地または宅地についての被害がないように、コンクリート擁壁等を打って、流出がないようにするというのでございましたので、許可相当と思われま。

よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、10番、11番、12番、続けてお願いいたします。

○14番（下川 安君） 14番の下川です。10番について説明をします。

現在、警察官の官舎に住んでいる申請人が、両親が住んでいる隣接地に個人住宅、それから、その取付道路を計画されたものです。場所は小田にある玉名リサイクルプラザの南側にあたります。

計画の概要としては、住宅用地として486㎡、その住宅への取付道路として227㎡の合わせた713㎡です。木造平屋建てと駐車場を計画されております。

給排水は市の給排水、給水は市の上水道、生活雑排水は合併浄化槽により処理して、既存の排水路へ流すそうです。農地等への被害防除としては、隣接地は、北側

が畑、東側が里道、西側は両親の宅地、南側は水路となっておりまして、影響は少ないと。また、隣接等には同意を得てるところですので、現地調査の結果、問題はないというふうに思います。

11番について説明をします。

今現在、熊本市のアパートに住んでいる申請人が、玉名へ生活の拠点を移すことになりまして、妻のおじいさん、祖父の家の近くに個人住宅を計画されたものです。場所は、玉名橋から100mぐらい西側、玉陵小学校から約500mのところの南側の農地で、第1種と判断されるところです。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置される個人住宅ということで、不許可の例外にあたると思います。

概要としては、そこに木造の平屋建ての個人住宅を建てられるそうです。給水は玉名市の上水道、生活雑排水は玉名市の公共下水道を利用されるそうです。雨水は敷地内に雨水枡をつくって既存の側溝へということです。農地等への被害防除としては、北側は祖父の農地、南側は東側にある宅地の進入路にあたってまして、道路になります。西側は市道ということで、周辺農地への影響は少ないというふうに思われます。現地調査の結果、問題はないというふうに思います。

それから、12番です。

申請人がここに住環境が整ってるということで、共同住宅を建てられることを計画されたものです。場所は、前の11番の近くで、西側に100mほど行ったところの農地です。第1種類農地と判断されるところですけれども、第1種農地は原則不許可ですけれども、集落に接続して建設される共同住宅ということで、不許可の例外にあたると思います。

内容としては、4戸入る木造2階建ての1棟で、駐車場が8台分となっています。給排水は、給水は市の上水道、排水は合併浄化槽で処理して市道側溝に放流。それから、農地等への被害防除は、北側は市道、南側は宅地、東側は柿が植えられていましたかね、西側は農地という状況で、周辺の土地の影響を最低限にするために、周囲と隔離するためにブロック塀を全部囲うそうですので、そういうことで問題はないというふうに思います。現地調査の結果、問題はないと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、13番、お願いします。

○22番（小山久仁江君） 22番、小山です。13番の案件について説明します。

申請地は、ナフコの南側道路を挟んで南西部に位置し、周辺にも共同住宅地などがある第3種農地で、転用目的は個人住宅です。

申請地はちょっと東西に長いので、申請地の西寄りに住宅は2階建てで建設し

て、敷地の東側は駐車場とし、そこから北側道路に進入路を設置します。申請地の北側道路と東側には水路があり、南側には住宅、西側は休耕地となっており、住宅との境界には、既にその住宅のブロック塀が設置されています。西側の休耕地と北側道路との境界には、土砂などの流出がないようブロック塀を設置するということです。

給排水については、給水は上水道、生活雑排水、汚水は下水道へ接続、汚水は敷地内に浸透枳を設置し、北側の水路に流します。隣接した耕作地もなく、周辺への影響も心配ないことを現地調査で確認し、許可相当と判断します。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、14番、お願いします

○21番（田上 一君） 21番の田上です。14番の案件を説明します。

貸人、借人は親子関係です。現在、息子さんは荒尾の借家住まいをしておられて、実家の父親の名義の土地を分筆して、116.12㎡の平屋の個人住宅を建築されるようです。

場所は208号線から玉名バイパスの中間になるところで、ナフコの先の徳永石油から北に上がったところです。西側に市道が通っており、上水道はきておりますのでそれを利用し、下水道はまだきておりませんので、合併浄化槽を設置して、西側の側溝に流すとのことでした。また、雨水も側溝に流す計画とのことでしたが、玉名市の建設課とも話し合いはできているとのことでした。

現地農地の被害防止策としては、申請地を少し整地すれば建築できるような土地だし、西側は市道に面しており、北側は畑、東は分筆した残りの土地なので、農作物に被害はないと思います。それで十分留意の上に作業をするとのことで、何も問題はないと思いました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、15番、お願いします。

○22番（小山久仁江君） 22番、小山です。

申請地は、岱明町浄水場の東側道路に隣接した第3種農地で、転用目的は駐車場です。申請人は、玉名、荒尾、玉東、河内、植木で、果樹やほうれん草施設園を営んでおり、従業員はパートを含め常時20から25人ほどです。今まで九電より借りていた駐車場が売却されるということになり、会社近くの申請地を購入し、従業員の駐車場にする計画です。

申請地の西と南側は道路に面しており、東側に住宅、北側には太陽光パネルが

設置されています。造成中は、土砂の流出、堆積、崩壊などのないように配慮して工事をし、隣接宅地との間に2段ブロック積みの擁壁を設置します。生活雑排水、汚水の発生はありません。申請地にはバラスを入れますが、西と南の道路よりは低くなるように整地します。雨水については、北側の太陽光パネルとの境界に側溝を埋設するというので、許可相当と判断しました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、16番、お願いします。

○23番（中島浩輔君） はい、23番の中島です。16番の案件について説明いたします。

目的は個人住宅と倉庫ということで、ここは第3種農地の農業用地外です。岱明町山下公園と、玉名市の岱明支所の交差点から南へ200mぐらい行ったところに山下公園というのがあります。そこから南東の方向へ約200m行ったところの場所です。

北側は住宅です。南東側は道路があり、南側はありません。北側は住宅があつて、南西のほうにはちょっと高め農地があります。北側を上に見たら逆三角形の農地です。南西のほうに法面を90㎡ぐらい必要な斜面がありますので、90㎡の必要な場所です。住宅は132.5㎡で、木造の平屋で、倉庫は住宅から少し離れ、少しというか5、6mぐらい離れたところに20㎡で計画されています。上水は、市の水道を利用され、下水は合併浄化槽を設置し、雨水、雑排水は浸透柵を設置し、南東側の道路の側溝に流されるそうです。

現地調査の結果、問題ないものと思いました。審議のほどをよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、17番、お願いします。

○24番（徳井勝美君） はい、24番、徳井です。17番の件について説明します。

譲受人は、有限会社、運輸を経営されております。転用の目的は駐車場です。面積は1,065㎡です。第2種農地です。

現在、駐車場面積が300㎡で、事業拡大のため今回隣接する1,065㎡を駐車場とし、使用することにより、合わせて1,365㎡と拡大され、トラック20台を所有することが可能となるということです。駐車場は、盛り土をし砂利を敷き整地をするとのことで、周囲はコンクリートで土留めを行い、排水及び土砂が隣接地に流出しないようにするとのことです。現地調査の結果、問題なく許可相当と判

断します。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、18番、お願いします。

○37番（堀田昌子君） はい、37番、堀田です。18番の案件について説明します。

この申請地は、申請人の妻の実家の近くです。近くに小学校もあり、若い家族にとって便利の良い土地です。

譲渡人は、妻の親であり、東側には既に妻の兄の家があります。北側、西側は排水路、南側は通路です。給水はボーリングをして使用、生活雑排水及び汚水は、合併浄化槽を設置し処理、北側の排水路に流します。雨水は自然浸透、オーバー分は排水路に流します。現地調査の結果、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま、1番から18番まで、担当委員の説明が終わりました。

何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第38号、農地法第5条農地の転用許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

全員異議がないものと認め、議第38号については、原案どおり決定しました。

次に、議第39号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 12ページをお願いいたします。

議第39号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成30年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

次の13ページから14ページの総括表と15ページから17ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は所有権移転が6件、の28,960㎡、利用権設定が24件の56,313㎡、合計が30件、85,273㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。農用地利用集積計画の決定について、何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第39号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第39号については、原案どおり決定しました。

それでは、次に、議第40号、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 18ページをお願いいたします。

議第40号、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請について。

下記の者から農業経営基盤促進法第15条第1項の規定に基づく利用権の設定等（所有権の移転）について、斡旋を受けたい旨の申出があったので、農地中間管理機構等を含めた利用調整等を行ったが、不調に終わったため、同法第16条第1項の規定により、玉名市長に対し同法第16条第2項の規定による申出者への通知をするよう要請するものとする。平成30年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、横島町の申請人から斡旋の申出がございました。申出の農地は、横島町の畑11,022㎡外1筆の計の18,450㎡です。平成30年6月22日に申出者と公益財団法人熊本県農業公社を交え、調整を行いました但不調に終わっております。

不調の理由といたしましては、所有者の申出価格が2筆のうち1筆は10a当たり100万円、もう1筆を10a当たり80万円で希望されており、これに対し農業公社の近傍地の買取価格が、10a当たりの60万円から90万円という金額内であったということで、この金額内が妥当との意見であったため、価格が不一致となり不調に終わっております。

しかしながら、ここは優良農地であり、認定農業者に売り渡さなければならない物件ということで、市長に対して買入協議の申出を要請するものでございます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

担当委員の説明をお願いいたします。

○30番（平本 博君） はい、30番、平本です。

この農地は、横島干拓新栄の中心地に位置し、それぞれ約1町の広さがある優良農地です。所有者は、水稻や野菜を栽培しておりましたが、高齢のため耕作が困難である等の理由で、公社へ斡旋の申出をされました。

今回は価格の不一致で不調に終わっております。しかし、事務局の説明どおり、認定農業者などの地域の望ましい担い手に農地利用を図ってもらうため、市長に買入の協議を要請することは妥当と思われれます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。

皆さんより御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第40号、農業経営基盤促進法第16条第1項の規定による買入協議を行う旨通知の要請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

全員異議がないものと認め、議第40号については、原案どおり決定いたしました。

次に、議第41号、耕作放棄地の農地・非農地の判断についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 19ページをお願いいたします。

議第41号、耕作放棄地の農地・非農地の判断について。農林水産省経営局長通知「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」に基づき、下記農地の農地・非農地を判断する。平成30年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、物件が中坂門田の田、1,184㎡で、現況が山林であるとの届出がっております。

2番、物件が天水町尾田の畑547㎡で、同じく現況が山林であることの届出

となっております。

以上2件、合計1,728㎡の非農地証明願を受理しております。いずれも現況が山林であると認められ、農地法第2条第1項の農地にあたらないと判断するものです。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。議第41号、耕作放棄地の農地・非農地について、原案どおり非農地と判断することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（賛成者 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第41号については、原案どおり非農地と判断することに決定しました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第19、20号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 20ページをお願いいたします。

報告第19号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告いたします。平成30年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回20ページから22ページまでの10件、合計18,415㎡の解約通知を受理しています。

続きまして、23ページをお願いいたします。

報告第20号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成30年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回2件、合計の1,957㎡の届出を受理しております。

以上で報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より報告がございました。

何か質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 質問もないようでございますので、本日本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

6. その他

○議長（永田知博君） 次に、その他に移ります。

その他、事務局より何かございませんでしょうか。

○次長（小山 博君） 事務局からお知らせが2点ございます。

まず1点目です。いよいよ8月1日に玉名市の農業委員会新体制に移行しますが、そのための新たな農業委員さん19名、定数19名でございます。

去る6月26日に閉会しました玉名市議会において、市長提案しておりました19名の農業委員の候補の皆さんが、無事議会の同意を得られましたのでお知らせいたします。

現在は、その同意を得られた19名の方に対して、直ちに就任に対しての承諾をいただけるかどうかというところで、承諾書のほうを提出していただけるよう、承諾書のほうをお送りしておりますので、今、その19名の方から、全員承諾が得られるまでの状態であることをお知らせいたします。

なお、その19名の方々は、6月26日、同意、閉会した翌々日の28日から玉名市のホームページのほうに19名の方は公表されております。7月いっぱい公表する予定でございます。

次に、2点目です。同じく、改正農業委員会法で新たに発足します農地利用最適化推進委員の件についてお知らせします。

こちらのほうは、推進委員さん定数19名、現在推薦・応募、受付期間中になっておりまして、7月10日までが応募、推薦の期間中でございます。

現在の状況をこちらでお知らせしますが、定数19名は、今回は最適化推進委員さんは定数制を、ちゃんと区割りと定数を設けております。19の区域にそれぞれ定数1名、19の区割りの推進委員さんの定数がございます。本日現在、その19名、各地域1名定数でございますが、19区域のうち14区域から推薦・応募のほうを提出がなされております。ということで、19名のうちまだ応募・推薦がない区域を申し上げます。

玉名町築山が一つの区域、こちらと次に伊倉、伊倉校区で1名です。次に、岱明で睦合、大野、鍋のほうからまだ推薦・応募がなされておられません。今、申し上げました5区域のほうから応募推薦がない状態でございます。

それで、受付期間が7月10日まで、あと5日になっておりますが、今、まだ推薦・応募等がない区域を今お知らせしましたけど、ぜひですね、今現役でおられ

る農業委員さんのほうからでも、どなたか地域のほうで推進委員さんにふさわしい方、または、ぜひなっただきたいなといわれる方があられましたら、ぜひまだ5日間ほど期間がございますので、いろんな方法でお知らせしていただきたいと思います。今日は、応募推薦用紙も今日ここに現物を用意しておりますので、きょう持って帰っていただけるように用意しておりますので、予定があられる方は取りに来ていただきたいと思います。

以上、2点お知らせいたします。以上です。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（永田知博君） ほかに、何かございませんか。

それでは、慎重なるご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、第7回農業委員会総会を閉会いたします。

長時間にわたりまして御苦労さまでした。ありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後3時20分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成30年7月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 村端 一弘

農 業 委 員 鶴田 克士